

2

2017

橋本税理士事務所

## 事務所通信

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 1-16-20 むかりやビル 6F  
TEL:03-6871-9579 FAX:03-6745-8423

## 確定申告を提出する際は、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または添付が必要です

平成 27 年 10 月より、日本国内に住所を有するすべての者にマイナンバーが通知され、平成 28 年 1 月よりマイナンバーの利用が開始されました。

税務署へ申告をする際は、その申告書にマイナンバーを記載して提出することが必要になります。**所得税、贈与税、個人消費税**などの個人税目に関しては、**平成 28 年分の申告書からマイナンバーの記載が始まります。**

そして、平成 28 年分以降の確定申告書などを提出する際は、**マイナンバーや身元が確認できる資料を提示するか、コピーを添付する**ことが必要になります。

## 本人確認書類

申告書を提出する際は、**申告者本人**の下記の書類を提示するか、コピーを添付する必要があります。

区分	本人確認書類	
マイナンバーカードを持っている人	マイナンバーカードのみ ※コピーを添付する場合は表面・裏面ともにコピー	
マイナンバーカードを持っていない人	番号確認書類	○通知カード ○住民票の写し ○住民票記載事項証明書 などのうちいずれか 1 つ
	身元確認書類	○運転免許証 ○公的医療保険の被保険者証 ○パスポート ○身体障害者手帳 ○在留カード などのうちいずれか 1 つ

なお、**控除対象配偶者や扶養親族の本人確認書類**に関しては、**提示または添付する必要がありません。**

また、マイナンバーカードを利用して e-Tax で申告する場合、申告者本人の本人確認書類についても提示または添付する必要がありません。

# マイナンバーの記載箇所

所得税の確定申告書におけるマイナンバーの記載箇所は、下記のとおりです。

## 確定申告書 第1表

FA0122

平成 年分の 申告書B

住所

個人番号

本人のマイナンバー

第一表 平成二十八年

## 確定申告書 第2表

配偶者のマイナンバー

扶養親族のマイナンバー

事業専従者のマイナンバー

16歳未満の扶養親族のマイナンバー

扶養

除

事業専従者に関する事項

住民税・事業税に関する事項